令和元年度第2回川崎市総合教育会議

不登校の現状と国の基本的な考え方 について

令和2年3月26日(木)

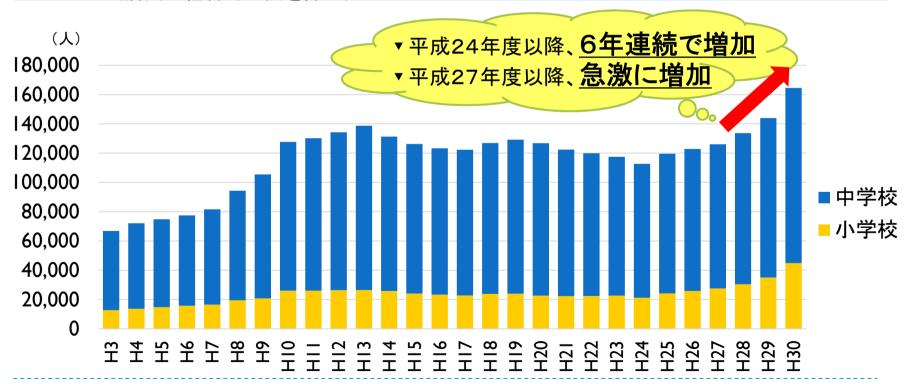




不登校児童生徒数の推移(全国)

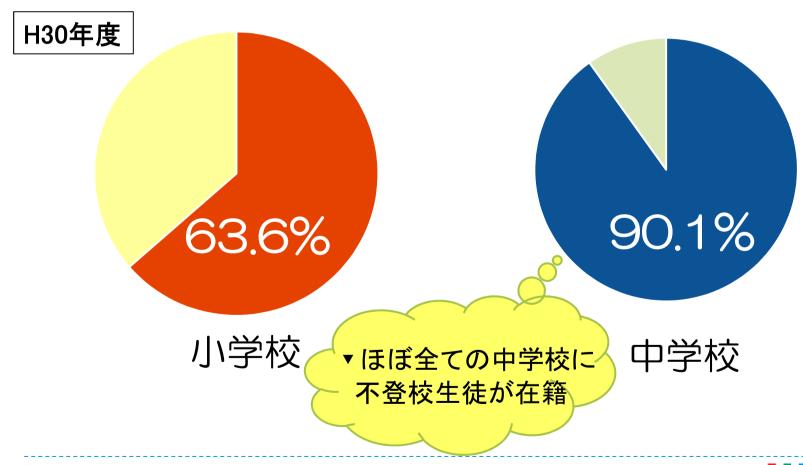
(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 文部科学省)

*不登校…何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した児童·生徒 (病気や経済的理由を除く)



不登校児童生徒が在籍する学校の割合(全国)

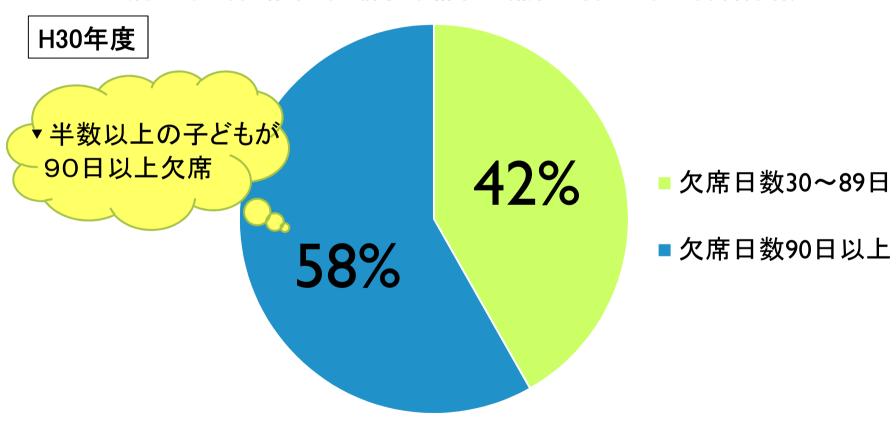
(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 文部科学省)





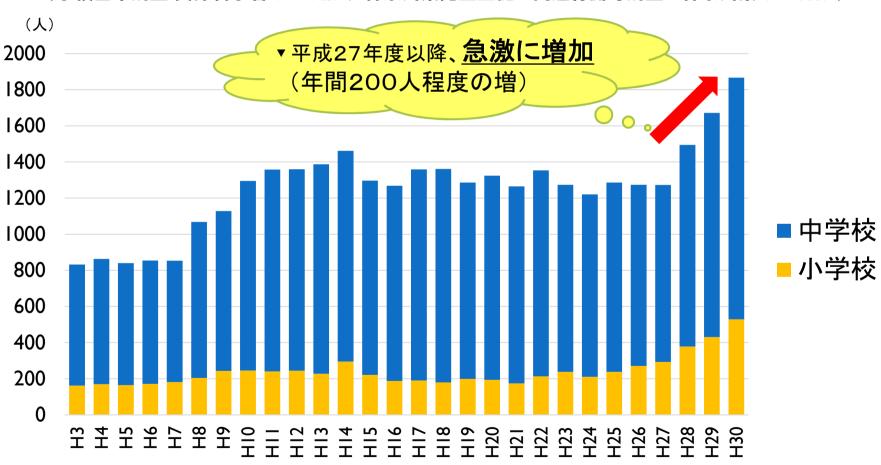
不登校児童生徒の欠席期間別人数の割合(全国)

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 文部科学省)



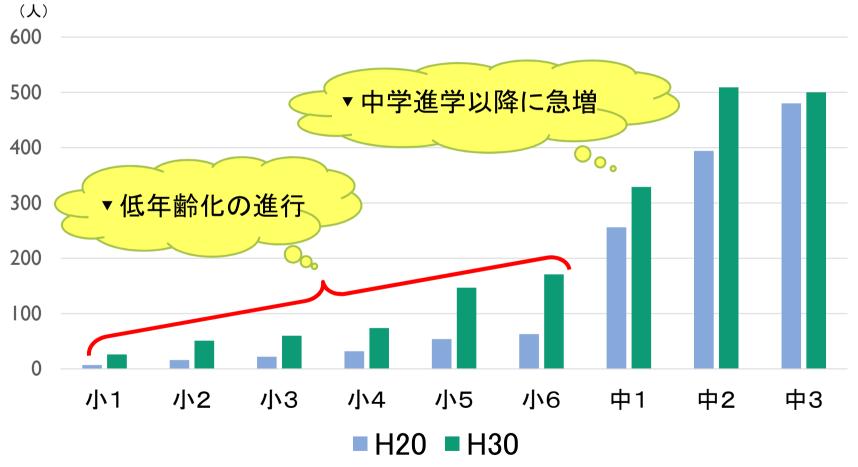
不登校児童生徒数の推移 (川崎市)

(学校基本調査 文部科学省 (H26以前)、神奈川県児童生徒の問題行動等調査 神奈川県 (H27以降))



学年別の不登校児童生徒数 (川崎市)

(学校基本調査 文部科学省 (H20)、神奈川県児童生徒の問題行動等調査 神奈川県 (H30))

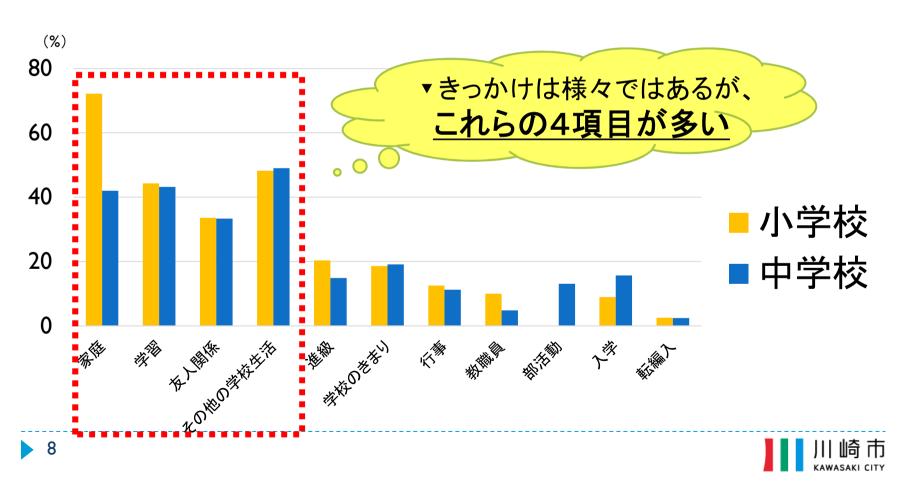




平成30年度新たに不登校になった児童生徒が

不登校になったきっかけ(川崎市)※複数回答可

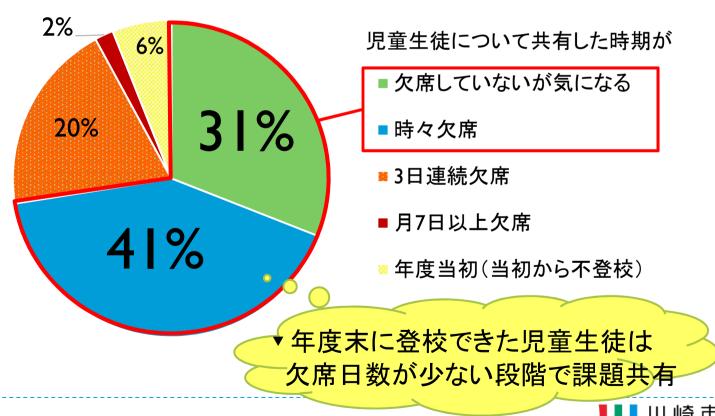
(令和元年度 川崎市総合教育センター研究報告「川崎市における不登校の実態と支援に関する調査研究」)



平成30年度新たに不登校になった児童生徒のうち

年度末に教室復帰した児童生徒の課題共有時期(川崎市)

(令和元年度 川崎市総合教育センター研究報告「川崎市における不登校の実態と支援に関する調査研究」)



2 国の基本的な考え方



2 基本的な考え方

(平成28年12月24日公布)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の 機会の確保等に関する法律 - ス発達問意は集のは第0分類性を含まる

・不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、 個々の状況に応じた学習活動が行われるよう 必要な措置を講ずる

(平成29年3月31日)

<u>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の</u>機会の確保等に関する基本指針

・不登校児童に対する多様で適切な教育機会の確保

⇒ 学校と民間団体との連携、ICT等を通じた支援等、 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必 要性

(令和元年10月25日)

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)



2 基本的な考え方

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

(令和元年10月25日)

支援の視点

■「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、

児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することをめざす

■不登校が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、

学業の遅れなど**社会的自立へのリスクが存在する**ことに留意する



2 基本的な考え方

<u>不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)</u>

(令和元年10月25日)

各実施機関における取組の充実

学校

- ■組織的・計画的支援
- ■不登校が生じないような学校づくり
- ■効果的な支援の充実
- ■多様な教育機会の確保
- ■中学校等卒業後の支援

教育委員会

- ■不登校や長期欠席の早期把握
- ■教育条件等の整備等
- ■教育支援センターの整備充実及び活用
- ■保護者への支援の充実
- ■民間施設との連携協力のための情報収集



まとめ

- ◆不登校児童生徒数は**近年急増中**
- ◆90日以上欠席者が半数以上を占め、**長期化の傾向**にある
- ◆不登校児童生徒の<u>低年齢化</u>と併せて中学進学以降の 増加が見られる
- ◆国の方針も**「登校」から「社会的自立」へ**転換
- ◆各実施機関における**取組の充実**が求められている

